障害乳幼児の療育に

編集/〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション 編集発行責任者/池添 素 rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp 持ち込ませない会 HP http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html

発行:2022年3月2日

目次

宅にいる子どもたちも、

ストレ

えい

っぱい

では登園「自粛」や保育所休園影響で

欠席

が多

日払い制度の問題点が直撃

T

ます。

私

が働

く福祉広場

でも児童発達支援

業

所

··· 金閣寺 1P

rakuraku@ma3. selkyou. ne. jp

せ れ

<

て

ま

までお

みくださ

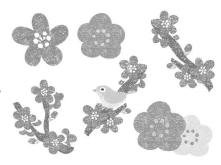
それぞ

(池添まで)

2~3P … 新しい年になりました 白石正久代表 4~5P … この間の子ども関連政策の検討動向 6~7P … 2022 年以降、障害児支援はどうなる?

8~11P ··· 障全協報告~親の思い

… 障全協報告~交渉・回答内容



金閣寺

通すためにもぜひ隅から隅までお読 原稿も読み応えあり、療育の今とこれからを見 かに日常が大切かを思い知らされます。 の地域で起こっていること事務局 今号もニュースは内容てんこ盛りです。どの そして、離れていてもつながって、 だ さ L١ お 待 ち

l,

事務局 長 池 添 素 ドキの毎日です。 だったり、子どもも、 なく私たちの生活を制約してきます。 と月の時間は大切なのですが、 ったり、濃厚接触者や陽性になっての自宅待 たくさんおられることでしょう。 て 新 います。 し い 年が始まって、 4月から新しい環境になる親子も 親や職員もヒヤヒヤド もう2月が終わろうと コロナ禍は 3 月 ま 休園 での 容 に 赦 な ひ

年になりました

白石 正久

育や教育の条件の脆弱さを、日々 とで、子ども、職員、それぞれの クラスの子ども数は先進資本主義 ディスタンスの確保」が求められ 家族の安全を守りつつ療育を維持 ロナウィルス感染症の再拡大のも い困難を感じておられることで 我が国における保育・療 この2年は、コロナ禍に 経験したことの 「ソーシャル 1 どもの自殺が年間800人にも上 盟34か国中もっとも高いこと、子 帯の相対的貧困率は、OECD加 ならないこと、子どもの相対的貧 としての「こども家庭庁」設置を 資料として添え、解決の「司令塔」 神的幸福度が先進資本主義国中、っていること、子ども・若者の精 求めました。 困が7人に1人であり、1人親世 設 下位から2番目であることなどを の結婚率が正規労働者の半分にも 有識者会議」では、 けての「こども政策の推進に係る 置に動き出しました。それに向て与党は、「こども家庭庁」の 規労働

ていません。 ら前提となる問題の解決を提案し 策の新たな推進体制に関する基本 家庭庁」設置に関する「こども政 が掲げられていますが、残念なが 方針」には、さまざまな「対策」 年末に閣議決定された「こども 我が国の子ども関係

この災禍を契機に小学校は全学年 子どものための空間は狭隘です。

のなかでは並外れて多く、また

35人学級になりますが、他国は

20人台を基本とした学級編制で

の先進資本主義国からみれば信

院議員選挙の目当てと

予算で最下位(GDP比)、

年長組が30人であることは、



況にありながら、 係予算で3か国中3位という状 公平な立場で、 「せめて他国 広く負担して

感じる時間でした。

保育・療育も、

学校も、

よって、

しよう。

していくことに、

新しい年になりました。新

家庭関 うなっていくのでしょう。近藤直 ための予算も最下層です。 経済大国でありながら、子ども も保険」のことです。 みに引き上げること」すら求めて 子さんの書かれているように厚労 になっていますが、世界第3位 D諸国中最下位であることが問題 ワクチンの3回目接種率がOEC ます。「介護保険」と同じ「子どいく新たな枠組み」を提案してい はいないのです。それどころか、 「社会・経済の参加者全員が連帯 そのなかで「障害児支援」はど 新型コロナ 0 \mathcal{O}

働力確保政策だからです。 済と財政の基本方針を示す毎年 ります。政府の子ども政策は、 障害児のことが置き忘れられるの 的で具体策を欠き、「まるで付け 庭庁」閣議決定を読まれた方なら 求とは一致しますが、 れるそうです。 ではないかという率直な危惧があ 足しのようだ」と思われたでしょ けることを求めてきた私たちの要 省から 「骨太の方針」に書かれるように 「少子化対策」であり、将来の労 2)と「障害児支援」が整合せず、 「こども家庭庁」の方向性(目 「障害児支援」の内容が一般 「こども家庭庁」に 一般こども施策に位置づ 子どもは子どもで 「こども家 移管さ

○発達の権利を守る私たちの 実践と運動

も家庭庁」という大きな看板に負 もの基本権として掲げましたが、 障害のある子どもの発達保障、 りと掲げたいと思います。それは すべきでしょうか。 条で「生命・生存・発達」を子ど です。子どもの権利条約は、 けない「私たちの理念」をはっき まり発達の権利を守り育てること 私たちの運動は何を大切に まず、 0

といけなかったのでしょう。 た構造になっています。どうして 立が図られること」(第1条)とさ やかな成長及び発達並びにその 年の改定までなんと批 子ども諸法や施策の目的では、 この子どもの権 子どもの権利条約とは異 玉 でした。しかも「心身の と「自立」を加えない になっています。 虐待防止法などの 祉 子ども・若者育 利を摂り入れ は 准後 20 子ど な 22 1 自 健 年 0 6

ならないという「ペアレントトレに、親も方法を身につけなければをできるようにする」成長のため が、 立」は政府としては経済的に自立 となのでしょう。「できないこと 盤を整えるという、 や「自立」にこだわるのは、 することを意味します。「成長」 り自然に成熟していく変化のこと 題研究』第50巻2号で、 りません。 て の広く深い発達の可能性を実現し 主人公として尊重し、一人ひとり ーニング」を厚労省は推奨します 極的な姿勢には立たないというこ の可能性を実現していくための基 いくのだという視野も視点もあ そこには子どもと親を人生の 今夏刊行の『障害者問 権利保障の積 池添素さ 発達 自 幼

要求をまとめよう

け

W

が「ペアレントトレーニング」

問題点を検討し

)ます。

ぜひお読

もそも児童発達支援は、 てるという理念をいつも語りつ 案していきたいと思います。 そして「発達の権利」を守り そのための基盤となる児 あり方や改善点につい それぞれ 金発 . T 通

乳幼児期の障害児支援は

「炭鉱

域に根づいた役割をもつことが 実施と連動 ような連携が確保されているで を把握して、療育につないでい きます。 ようか。 **児健診や親子教室のきめ** 治体 子どもや親の初期の問 0 することによって、 母子保 な か が細かれ でも < 題 で 地 な 乳 実際、 ような施策 7 切 力 ナ IJ Ź

は、

体が遺伝情

報

によ

自

す。 れ あうような相談支援が求められま る生活を作るという根幹が据わっ 心や期待の心を育て、が大切です。日々の積 身が生活の拠点を認識できること 間・空間・ 達保障に相応しい療育参加を考え 発達・障害・生活を把握して、 では、子どもの発達の要求に応え しの認識や自己への肯定的 めの相談支援ではなく、 ていません。単なる利用計画のた 児童発達支援 になってはならず、子ども自 そして、 活動・集団が「コマ切 1を育て、生活の見通日々の積み重ねで安 乳幼児の生活は、 の現状の契約 子ども 時 発 $\bar{\mathcal{O}}$ す。 り方を検討していきたいと思

したいと思います。その認識や連を支える連携にもなるように工夫 を発達させていく系統性をもたな 遠 ればなりません。 が、子ども本位の生活づくり いわゆる並 記な感覚 営利主

制 度 ための乳幼児期の子ども支援 切っているのです。は、利用契約制度に の関係者と連携して、 対策を前面に押し出した保育制度 教育にも浸透してくるでしょう。 利用契約制度に見えない舵を 労働力確保のための待機児 な ・細工」を是とする 般の保育や幼児 保育運動など って、 発達保障 のあ 0

もに、 今、 す。 ず、 求していかなければなりません。にふさわしい財政的な裏付けを要 を規定していく議論が行われよう 指して進め がら克服していくものであるとと 難を一つひとつ要求として掲げな かつ地域のセンターとして、それ としています。 ターの「センターとしての役割 る姿勢が求められ の療育」を担当するところとして、 ているように、 私たちの運動は、 さらに、 子どもの発達の権利の より根本的な問題の解決を目 理念(目的・目標)を見失わ 政策と財政の大転換を迫 中村尚子さんが ていきた 児童発達支援セン なにより、「日 目前にある困 大切さ 11 か ま

この間の子ども関連政策の検討動向 〜障害乳幼児施策の位置

副代表 近藤 直子

2 0 2

-1 年

. 12

月21日に「こど

か、 告がほぼまとまりました。そこで | となっていました。しかし私たち と言えますし、 施策に位置づけられることは前進 されました。 労働省から移管されることが明示 支援が位置付けられ(15頁)、厚生 こども家庭庁の体制と主な事務」 基本方針」が閣議決定され、「4、 も施策の新たな推進体制に関する 私たちのこの間の主張も含め整理 護問題等児童福祉の主な領域の の②支援部門の4番目)に障害児 「今後の在り方」が検討され、 2021年度には保育所・養 その関係もあって 報

○障害のある「子ども」は どう位置づけられていくか

ます。

し今後の課題を提起したいと思い

障害児支援が子ども | ではなく社会援護局障害保健福祉 | 度当初は児童発達支援管理責任者 | 張してきましたが、厚労省は「障 | どもとして位置づけるべきだと主 以降、 | ように思われます。そのため、制 |害者である子ども」(障害者基本法 一童発達支援事業は保育士・児童指 に組み入れることを目指していた | 部の所管のもと、いずれ介護保険 | 者施策に位置づけ、子ども家庭局 の運動の成果もあって、現在の児 の基礎資格がケアマネの基礎資格 17条)として、障害児施策を障害 保障する事業」となっています。 導員を基本とした「生活と遊びを 2006年の障害者自立支援法 私たちは障害があっても子

| 方」では「障害のある子ども達は、 |とした見直しとなっています。そ |の一方で報告書の「基本的な考え 主に児童発達支援センターの「中 要性を指摘しており、そのことは と、子ども施策一般との関係の重 児童福祉法や指定基準における 核機能」に位置づけられ(5頁)、 であるという視点が大切である」 発達のまっただ中にある『子ども』 書」においては、現行事業を前提 らか、10月20日に発表された「障 制・応益負担の制度であることか 害児通所支援の在り方検討会報告 「中核機能」の明確化の必要性が 導、

位置づけられた、利用契約・日額 もともと障害者施策に 援への入口相談機能等が明示され 言われています。内容としては専 ĺ 機関、子育て世代包括支援センタ ました。そのこともあって、行政 幼稚園等への支援・助言、そして 所に対する専門的助言、保育所 門性の確保、 「気付きの支援」を含めた発達支 要保護児童対策地域協議会等 地域の通所支援事業

|視点は2021年12月13日の社 | 支援だけでなく、「障害児以外の 童福祉法」6条2項2②の児童発 児との一体的な支援」が新たに提 |として、併行療育、保育所等訪問 す。またインクルージョンの推進 との連携・協働が求められており、 の適応訓練」等の文言の検討も触 が図られると思われます。また「児 会保障制度審議会障害者部会にお 起されています(27頁)。こうした れられており、 常生活における基本的な動作の指 達支援規定で用いられている「日 いて確認されており、今後具体化 一般施策との距離が縮まってい 知識技能の付与、集団生活へ 注目に値します。

| ○他の児童福祉施策と連動して

| 方の見直しの方向性は、子ども家 月20日に報告された「地域におけ 庭局における児童福祉施策の見直 しと連動しており、 こうした障害児通所支援の在り 2021年12

とまで踏み込んだ記述がなされて | 保障」に繋げられればと思ってい | との一体的運営を認める等職員の する基準を見直し、児童発達支援 児童福祉施設の設備及び運営に関 いて、保育所における3歳未満児 護者・子どもへの支援」の項にお います(8頁)。 兼務や設備の共用を可能とすべき 育所を巡回支援すること、そして 医療的ケア児や障害児などについ の一時預かり事業の促進と共に、 2-(2)「多様なニーズを抱えた保 取りまとめ」では、 ます。 達支援センターの役割・機能を具 |核的な療育支援機関として児童発|ペアレントトレーニング等を提供

る保育所・保育士等の在り方に関

ける障害のある子どもに対する中 | 仕方を具体的に知ることができる

| する事業を設ける(14頁)] と記述

| くことが必要でしょう。特に、「こ

めて厚労省と懇談協議を進めてい

ども家庭庁」がらみで、子ども施

更に2021年12 月 28 日 の

会的養育専門委員会」報告書(案) 「社会保障制度審議会児童部会社 ゼロ歳児が虐待に遭いやす

設置に努める(8-9頁)ことを前 福祉の一体的な対応を行う機関の 連携の推進とともに、 提に、保育所と障害児通所支援の 「地域にお

て専門的知見を有する支援員が保 | 言う「愛着形成の支援」は何を指 | 援」の支援内容 10 項目の一つとし | や「児童発達支援センターの通園 | 交わることができる「親子教室」 | きた育児休業中から親子が楽しく | 不明です。こども家庭庁がらみで |のですが、全通連が主張し続けて|に、なぜここで登場してくるのか| | (17頁)と記されています。ここで| 支援ガイドライン」では「家族支 |の支援も含め、高い専門性が発揮| レーニングをせよということ?」|(「基本方針」17 頁安定財源) は想 | 体化していくとともに、愛着形成 |しているのか、今一つ見えにくい| てペアトレに触れているだけなの |できるよう、そのあり方を見直す」|と心配になりました。「児童発達 | は「こどもの最善の利益」「個人 |されているため、「ペアレントト |(「基本方針」2~3頁)のに、保 の尊厳」の尊重がうたわれている

○なぜペアトレ?

いことを踏まえ、母子保健と児童| 方法を学ぶ機会」を確保するとと| 見直しという「障害者部会」報告 |もに、「親子関係について悩みが | 必要な場合に、講義やグループワ あるなど親子関係の形成の支援が いタイミングで具体的な子育ての ークなどにより親子関係の形成の しかし一方で、 「可能な限り早 | だとは考えないのでしょうか。ま

| とも齟齬が生じると考えますがど た「集団への適応訓練」の文言の 容をもとめるペアレントトレーニ| も子どもの権利保障を中核に据 ングを前面に推しだすことは矛盾 護者にとって望ましい行動への変 | え、子どもの権利を保障する総合 |も保険下の制度に移行するのであ | に小泉進次郎氏が「子ども保険の |導入」を言いましたが、1 的な法律の制定と権利保障にふさ 解決しません。 れば、日額制や応益負担の問題は 施策が介護保険との統合から子ど 者や企業拠出金に反対する財界の 運動を展開することが求められま め広く児童福祉関係者と連帯し、 わしい制度を求め、 意向で消えた子ども保険。障害児 年代から言われながら、保育関係 像に難くありません。2017年 策の財源問題が浮上してくること 私たちはどんな時 財源問題も含 9 9 0

うでしょうか。

す。

そうしたことも含めて、あらた

2022年以降、 障害児支援はどうなる?

改正施行後3年の見直しについて 部会において「障害者総合支援法 昨年 末の社会保障審議会障害者 ②児発・放デイの役割・機能・在り ①児童発達支援センターの役割

機能

中間整理」

が決定しました。

3

方

祉法中の障害児支援も含まれてい 年の見直し」には、2012年以 来並行して検討されてきた児童福 ③インクルージョンの推進 ④障害児通所支援の給付決定の在 り方

ることになりましたが、障害児支 論にいたらない課題がもちこされ ました。 総合支援法関係はなお結 | るわけではありません。児童福祉 ⑤事業所指定の在り方 これらのことがらが一度に変わ

わち、 が今年から始まります。 た」ので、 援は「一定の方向性を得るに至っ 法改正や政省令の改正作業 「必要な措置」、 すな 法改正、事業の運営基準改正、

酬改定、

○改正されるのは何か

報告をベースにした障害者部会の る課題は、 議論の結果、 障害児通所支援の在り方検討会 次の5点です。 今後改正の俎上に載 れています。以下、 行われた全国放課後連と厚労省障 害児・発達障害者支援室との懇談

で明らかになったことを含めて、 2点だけ述べます。

○児童福祉法改正の主眼は 「センター」の機能

報 | ずっと強調されてきたところです 機能が児福法に明記される方向です 療型との統合と、備えるべき 議論された点であり、 が、 的機能を果たすべきだという点 って運営されてきた経過があり、 かなり差があります。検討会でも 地域によって果たしている機能に を下敷きにして施設最低基準に沿 は、障害児通所支援制度開始以来、 「センター」が地域療育の中核 旧法上の障害種別の通園施設 福祉型と医

酬は2024年度に改定が予定さ められ、 イ)などが順に変更されていく予 改正は今通常国会での審議で、 定です。そのなかで、児童福祉法 ガイドライン改訂(放デ 12 月 22 日 に 報 に、 | 害児を日々保護者の下から通わせ することを目的とする施設」と定 て、当該各号に定める支援を提供 現行児福法は、 「日常生活における基本的動 「福祉型」「医療型」とも 第43条で、 障

ころです。 のため 及び治療」)。 されています 合」されるのかにも着目したいと の訓練」 (医療型は これがいかに を行うことが明記 「…訓練 「統

| 書き換えるのは手続きがたいへん が、 の検討項目にはなっていないそう いう室長発言があり、今回は改正 なので、 について発達支援にふさわしいの 練」 応のための訓練」 かという意見が書き込まれました (定義) の「集団生活への適応訓 在り方検討会報告には、この「適 放課後連懇談の中で「条文を (医療型は同じく「治療」) 検討はしているが…」と や第6条二の二

○注目の「総合支援型」 ログラム特化型」 「特定プ

です。

基準が変更されるものと推察され 施される予定です。 年度の次期報酬改定に合わせて実 わせて、 この類型化は2024(令和6) それぞれの 報酬改定と合 「型」の指定

技能の付与又は集団生活への適応

作の指導、

独立自活に必要な知識

後連 が、 などを行うことも否定することで 要求によっ れませんが、 特 は が 2対1などの人員配置や支援時 け を特化型と別の類型として位置づ はないので、 呼 って次のように説明しました。 れるなどが構想されているかも いるような職 行 ま ない 短い んでいる。 に合わせて支援者側が子ども す 0 「本来の 40 の 専 児童 懇談で室長は、 門的支援加算で明記され 分やって単価 ことを議 など出てくると思う。 議 ビスについて全部 発達 そうすると…1対 は (支援の) それらを行う事業所 これを基本とすべき まだ不明です。 それを総合支援型と 種 特化した支援やリ 今 形を変えるの の場合を例にする 論していく方 0 「特化型」 年 配置が必要とさ -後半 8 形は、 やや立ち 0 カン 0 5 0 律 子ど 始 円 向 1 が は 0 放 間 ま あ 入 課 <u>-</u> \mathcal{O} 現 動 体に る あ れ \mathcal{O} す 践 準 がら支援しているというところ をみながら、 計 制 以によっ 児 生懸命保護者や子どものニー 機 0 上するという事業所もあ な

がめざす生活と遊びを軸に が児童発達支援や放デイとして行 も注意を向ける必要があります。 ぇません。 度に を組織 が、 議 れていることはたしかなことで また「特化した支援やリハビリ 職論が求っ こうしたとりくみと私たち おい しようとする療育を同 ておく 6 ているの Ò カコ した活 う 根

れぞれの地域で培ってきた療育実 とはさまざまです。 能を確認しあってきたことに よっても現在行われ 童発達支援 て、 私たち自身がセンタ セ ンター なに により は 運 営

Zoom オンライン開催

速報

主催 NPO 法人 発達保障研究センター

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関ロビル 全障研気付 発達保障研究センター 電話 080-4332-2601 npocenter@nginet.or.jp

「発達保障のための相談活動」を拡げる学習講演会

2022年4月17日(日)13:00~16:30

詳細は後日 お知らせします

 \mathcal{O}

か

う議論

脈が背景

それが同じ単価で同じ基

朝から午後まで見

れ

ば

療育のいまを共有し、明日を展望しよう

乳幼児期の療育と発達保障 Ι

※すべてのテーマは仮

- ■障害の早期発見・早期対応、子育て支援における発達保障 近藤直子さん
- ■障害児通所支援制度の 10 年と改革の課題 中村尚子さん
- ■保護者・家族への支援の課題 池添 素さん
- ■乳幼児期の生活の教育的組織化と療育 白石正久さん

療育実践を学びあう Π

■子育てを楽しむ親子教室の実践 鹿児島・むぎのめ子ども発達支援センターりんく 山口雅子さん

2021 年 11 月 26 日に、障害者の生活と権利を守る全国集会・中央行動があり、障害児 支援の交渉を行いました。

交渉の場で、鹿児島から参加された3人のお母さんが療育や制度への思いを語っ てくれました。交渉内容とあわせて報告します。

 \mathcal{O}

娘

は

妊

娠

28

週

1 1

0

0

ねい 鹿児島障害児者父母の会 Ę 平等に 﨑原 知子

どの

地域にうまれても

学 4 6 子教室· 健 育てにくさを感じる親への早期か 後 0 に関係なく、 から 師さんに寄り添わ の支援システムが整っており、 極 私 襲 小 私の住む伊佐市は障害の 極 合れる育児のスタートでし 生 体重で生まれました。 親子療育に通うことになり 度の緊張状態で、不安と焦 10 歳になります。 育ちに不安がある子、 れ 0歳から親 出 現 在 有 産 直 保 小 無 は

が、 友 n わ ね 達とのたくさんの経験を積み たいと思える楽しい遊び、 ばらせ、 表情も乏し 自ら 子どもらしい生活と、もっとや だからおもしろいと思えるお 仲間を求め、 不安い 人 0 っぱいだった娘 中では体 がんばれた自 そして をこ 重 次

2

18年から放課後等デイサ

ビスに導入された指標該当児判

g ました。 喜びあえる仲間を得ることができ 吐露し合え、子どもの育ちを共に なく、 分をほ るようになるとともに、 えていく力を信じ持つことができ きました。 を学び、 娘が自分で自分をつくりか め 5 まわりと比べるのでは 私自身も発達のみちす れる子に育つことが 苦しさを

どもたちの育ちを支える環境に不 デイサービスも、 安を感じずにはいられない せだった』で終わらせてはならな 援体制 って大切な場所です。私たち親子 めました。 の場を放課後等デイサービスに求 いという思いが強くあります。 ハ々と直 し今、 0 就学を迎え、 歳 によって救われました。 の早期から学齢期に続く支 けっして 面しているからです。 療育と同じく放課後等 娘の次の発達支援 子どもたちにと "自分たちは幸 、状況に 子 する場と学びました。

ました。

<

で 7 0 定は 育の場は発達支援、 域支援、 惑いと憤りを感じています。 ポート加算Ⅰ、 発達支援の場に導入された個 ない気づきの段階から発達を保障 現在児童発達支援事業所は 0 もちろ さらには障が ヶ所を超えています。 ん 今年 П 家族支援、 には大変な 4 いが確 月 パより児 定 全 別

地 療 国

ことでしょう。 その尊さや子どもたちの ない たちがこれまで積み上げてきたも が れだけ軽んじら 懸命生きてきた軌 は親子が のがあるにもかかわらず、 指標で判定されること、 日々成長・ 悩みを抱えながら、 紙の上だけでは計 発達する子どもたち ħ 跡が 傷 つい あ 尊厳 毎日一 ります。 てい そこに 子ども ŋ 知 が 生 る

として表出する言動にも、 返して下さりました。 子の これ 良い まで出会っ 事実」 をたしかに掴 た先生方は、「 問 題 子ども 行 み

が

+ 童

っています。判定に羅列されてい じした。これこそが発達支援だと思 す。していく取り組みを丁寧にされま ある

0

発達要求が潜んでいることを見

す。

どの地域に生まれても子ども

小さい頃から落ち着きがなく時

る "できなさ" は、子どもを見る

ないでしょうか。 | れからとは真逆の方向に進むことになら どうでしょうか。本来のあるべき支援 です。しゃに終始する結果にはならない 心して目をいっそう曇らせ、"あらさが 定した

ます。判定そのものがそぐわない一等な支援を必要としていると思い乳幼児期は、どの子も一様に丁

るなんて到底思えませんし、絶対った項目で支援の必要性など測ればかりか、『行動』の特徴に隔たます。判定そのものがそぐわない

にしてほしくありません。できる

いと強く思います。
支援の場に絶対にあってはならなみが、子どもの発達を豊かにすることが増えると区分が下がる仕組

ら学齢期、青年成人期へと続きま子どもたちの成長は乳幼児期か

あることこそが、私達親の願いで け止の発達支援が丁寧にそして平等で パニ

心して通える場所であってほしい定した経営の元、子どもたちが安放課後等デイサービスの場は、安どの時代も児童発達支援の場、

1

ので、自分の要求が理解しても

自分の思いを言葉で伝えられな

とを切に願っています。れからの政策に導入いただけることうか私たちの願いや思いをこ

子ども発達支援センターみのりことができた大切な場生活の心地よさを知る

場であるということです。地よさを知ることができた大切な療育の場は、子どもとの生活の心をおの場は、子どもとの生活の心をなっています。私にとって

ミュニケーションが取りづらく、私の息子は知的障害があり、コ

は、

悩みを打ち明け合い一緒に子

|息子の行動の意味や願いがわか

ども達の成長を喜び合い支え合

り、

らく苦しい日が続きました。 が子どもけ止めきれず一緒にいることがつ 障害のパニックをおこす姿に、息子を受 きました

らえないと、パニックをおこし手がつけられず、声をかければかけがこともあり、法に暮れるしかないこともあり、途できない時期もありました。

いでした。

そんな息子は2歳から療育につ

第に落ち着き、

仲間を感じなが

この丁寧な療育の中で息子は次

「言葉が話せなくても、息子の「言葉が話せなくても、息子の

| 子が少しずつ遊びへの期待や「ボ |を通し、自分勝手に動いていた息 お友達が大好きです。 に表せないけど、感情豊かに育 と苦手」など、まだ言葉では 緒に楽しい遊びや生活などの療育 い」を感じるようになり、 い遊びの中で「仲間と一緒は楽し キドキワクワクしながら仲間 てきています。 クはこれが好き」「これはちょ が子ども達の内面に寄り添い、 障害の有無に関わらず、 そして何より楽し 先生方 今では 上手 ド つ

解したいと思うようになったら、できません。障害と向き合うのでできません。障害と向き合うのでできません。

毎日の生活が心地よくなって

場に必要ないと思います。 を選別するようなことは、 達保障や親の思いとは相反してお ト加算制度は、 より、 り、子どもの区分5領域11 現在導入されている個別サポー 障害や問題行動で子ども達 子どもの願いや発 項目に 療育の

きたような気がします。

大切な場所を奪わないで りんく親の会

朋美

クトラム症と診断されました。 息子をもつ母親です。息子は3歳 のとき、 援センターりんく」に通う5歳の 私は、 1歳半の時に「視線が合いにく 知的障害を伴う自閉スペ 「むぎのめ子ども発達支 ることができず、夢中になってい

替えが苦手であるなどの特性を抱 でも振り向 指さしをしない、名前を呼ん 現在もこだわりからの切り .かない」などの指摘を した。今考えると「親としての認 識も愛着もまだ育っていなかった| ずつ息子の表情はやわらかいもの

えてはいますが、

療育での毎日を

のではないか」と思います。

証拠

| に変わっていきました。

のでした。その活動の中で、

少し

います。そして親の私自身も、子 ませんでした。「先生や友達に囲 どもとのかかわりの中で考え方や まれてたくさんの経験を積んでほ 借りながら挑戦する意欲を育んで 苦手なことにも仲間や先生の力を | に一直線に走っていき、親やまわ 感じ方が変わっている最中です。 通して、 子どもらしく遊び、笑い、一に、

○わくわくする明日のなかで

息子は以前、

保育園に通ってい

態でした。 がつきっきりで付き合っている状 は一緒に座ることができず、職員 で寝転び、 ましたが、みんなが歌う中ひとり 誰かと何かを一緒にす 座って活動している間

でしたが、保育園に送る時も迎え ることといえば こにいても泣かない大人しい子」 見ながら踊ること」。ぱっと見は 「人見知りしない、誰といてもど 「鏡の中の自分を

りの反応を気にするそぶりがあり しい」と思って入れた保育園で、 地面におろせば気になるもの

|を知ることになってしまい、当時 わかっていなかった」という現実 まさかの「人とのかかわり方すら

たらいいのかわからず、 一った療育ですが、はじめは何をし 一私は途方に暮れていました。 別なことをしてまわりと同じよう そのような経緯で通うことにな 「何か特

|に行った時も無表情で、私に対し| 雪あそびなどの、親と子がふれあ てチラッと顔を確認するくらいで | 毎日行われる活動は、わらべ歌に い・そして共感しながら楽しむも ツブランコ、うちわを使った紙吹 合わせたこちょこちょ遊び、 な」という印象でした。しかし、 にできるようにする場所なのか シー

> ててくれました。 遊びや経験を通して、私と息子の くれました。そして、たくさんの ペースで思いっきり遊べる場所な るものではないんだ」「この子の 部分を訓練したり練習させたりす を大好きと思う心」「大事な人と 間に「人と触れ合う喜び」「何 んだ」と私たち親子を安心させて 分かち合いたいという願い」を育 この経験は 「療育は、 足りない

あるとき、大布遊びに参加でき 賑やかな遊びの様子を遠目で 抱っこして大布が揺れ る

| ちらちらと見ていたことがありま ず、 その場所まで連れて行ったほうが てみましょうか」のささやきがあ を揺らしていた先生から「見守っ としました。 いいのかな…と思い立ち上がろう のだし、 気づいたものの、親子で来ている ろうな」という本人の気持ちには した。私は「本当は行きたいんだ それなら…と見守ってみたの しかし、すぐ横で布

思ったのですが、その直後、 だ!」と気づかされました。 だ!この経験と手応えだったん この子に足りなかったのはこれ と身体全体で喜びを表現してい できたぞ!じぶんで渡れたぞ!」 | 手ごたえをつかんでいけるか、楽 えていました。まさに、 体も足もバタバタと動かしてもだ は今まで見たこともない笑顔で、 に渡りきってしまい「あらら」と 縦断…大きな波のときには反対側 らが思う間もなく大布をそのまま トコと自分から入っていきまし かの「小さい波」のときに、 じもじとしていましたが、 て、このときにようやく「そうか! しかし「やったー!」とこち 「ボクは 何度目 息子 トコ |です。私たち大人は、つい、物事 | り) に支えられて育んでいる最中 る」の積み重ねを評価し安心して の表面にみえているだけの「でき

力で、 たい」だったのです。 今の息子は、療育での毎日のな 息子のこのときの "本当の 「行きたい…でも、 自分のタイミングで# ″自分の 行き 願い を作り上げてくださっています。 |抜いて、大切な子どもたちの毎日 |しんでいけるか」を細やかに考え キに折り合いをつけ、一歩踏み出 |で、その子が自分のなかのドキド 先生方が「どうしたら本当の意味 しまいがちですが、療育では常に にこの"遊びの毎日"なのです。 していけるか」「かかわりの中で

寧な支援(ときには信頼した見守 のなかにいくつも散りばめられた "子どもの気持ち・願い"を、 丁 ち飛び出していったのです。 で踊るだけだった息子は、 分から、 外の世界へあこがれを持

息子は、

最初はも

○親子の願いに沿った制度を

発達支援の実践そのものであると 盛り込まれ、 | 親等の保護者の指導(第5条)、 中にも、 りました。 ある子どもの権利(第23条)等が 明する権利 いうことに気づかされました。 生命の権利 最善の利益 創立当初からの理念の (第6条)、意見を表 (第12条)、障がいの まさに、りんくでの (第3条)

> がしかねないと感じています。 毎日の通園や実践の保障すら揺

|生や仲間たちと「できた!大好 寧な毎日で、少しずつですが、先 息子は、このかけがえのない丁 のこども家庭庁の掲げる部分に 約が存在し、

子どもたちに必要なのは、まさ

っていける "願い" 」に則した条

2023年新設予定

「どんな子でも、その子らしく育

で成長しつづけています。鏡の中 せ、明日にわくわくしながら笑顔 き!またやりたい!」思いを太ら | う一方で、5領域11項目、個別サ も、この「子どもの権利条約」が ポ 組み込まれると聞き、うれしく思 ート加算などが残っています。

かで、

その遊びのひと場面・生活

というものがあることを初めて知 を知る中で、「子どもの権利条約」 先日、りんくの療育創立の歴史 | 支援環境すら左右されてしまうこ 今は自 |と望む子どもたちの願いに反し、 とは、 成長やその道のりを、表面上の「で 絶えず自分らしく成長し続けたい せっかくの丁寧な実践で育まれた られ、またその後の子どもたちの きる/できない」で測られ傷つけ 育てる側の私たちの願

きなさで判断して奪わないでほ | ができる場所です。どうか、この は、 一からです。 |望む「発達保障」 |遊びの中で、たくさんの経験を体 どもたちの成長こそが、私たちの いのです。なぜなら、ここでの子 大切な場所を、 いっぱい、心いっぱい楽しむこと 私たちがたどりついたこの療育 どんな子でも、 制度や表面上ので の形そのものだ 毎日の生活や

|たちの *願い # に沿った制度へ見 直しをお願いしたいと思います。 どうかこの現状をふまえて、 私

11 月26日・障全協中央行動の報告

とした」

という回答で、

寝屋川市立あかつき・ひばり園 安藤 史郎

童発達支援・放課後等デイサービ (オンライン) には、 継続して要望している報酬制度 障害児支援に関する交渉 名を超す参加がありました。 相談支援従事者等全国か 保護者、 0 児 場 を侵害している」という声があが \ \ \ りました。 わるということは、子どもの人権 響や問題意識は薄く、 「子どもに値札をつけてはいけな 障害の重い軽いで利用料が変 個別サポート加算Ⅱに

る、 事務連絡で示している」という回 算しないように具体的なケースを 合に加算すると信頼関係が崩れ 構築が前提。 関しては「保護者との信頼関係の 療育が適切にできないので加 構築できていない場

とのことでした。今年度新たに創

設された個別サポ

ート加算を中止

と同様に日額払いとなっている。

組み合わせるように、医療、

介護

基本的には日額を維持していく」

に関しては

「複数のサービスを

5

50

ス職員、

け 医、 者など総合的に適切に把握できる 大きくならないように、 きた調査であり、 してほしいという要望に対しては 市町村が給付決定の時に行って 子どものことを知っている 保護者の負担が かかりつ 答でした。 の保育士・児童指導員」を加算対 対しては、 的支援加算について、 象としてください」という要望に 「放課後等デイサー

よう、

具体例を示す。

円滑に実施

されるよう、

適切な運用に努めて

の適応、

専門的、

個別的な支援が

具体化は今後検討する」という回

加算による影

必要なので児童発達支援のみ対象

答でした。

センターの整備計画は

参加者から また、 う切実な訴えがありました。 労省がどう責任をとるのか」とい 域に根差して信頼、 業所が運営困難になったとき、 次期の報酬改定まで待てない。 生活の必要性など高い専門性が求 らは放課後の場においても集団 められることが指摘されました。 「事業所の収入が激減 歴史のある事 療育 Ļ 厚 地

どういったものが好ましいか今後 類、 ません。 検討」ということでした。 援加算を資格に限定せず、提出書 の専門性は資格だけでは判断でき 算定基準の判断が難しいが、 厚労省からは 「専門的支

で収支差率を見つつ、集団生活 「限られた財源のなか 「5年以上 ビスの専門 で、 で議論していく、現時点では未定。 見については) る「適応訓練 特定プログラム特化型に関しても に関しては「(役割や機能に関す 今後の障害児通所支援の在り方 他の法令との整合性との観点 児童福祉法の改定 訓練」といった意

参加者、 カ 障害のある子どもの支援を子ども 報酬改定で検討を深めていく」。 「指定基準 \dot{O} 明 確や役割など次期

た。 体的な回答は得られませんでし していくかは慎重に検討」と、具 要望に対しては 家庭局に統合してほしい、という 参加した保護者からは 「なにを切り口に 一必

なのは遊びの毎日、

からだい

っぱ

とができた大切な場。 V. るのに指標で判定されるのか。 どもとの生活の心地よさを知るこ には必要ない」「日々成長してい 行動で選別されることは療育の で測られない悩み、 心いっぱい楽しむ療育」 障害や問 子 紙

求められる専門

との思いが語られました。

保護者が通うために矛盾のない とはなにか、 げ続けなければいけません。 とありました。 点数で評価することへの懸念が心 組みとはどういうもの にささった。重く受け止めている」 最後に厚労省からは「子どもを 乳幼児期の子どもと をあ